

## もやい 31年度 第18回定例会議事録

日 時 : 12月19日(木) 15:00~17:00

場 所 : 支援センター会議室

出席者 : 田中、大福、添田、廣川、石見、久保田、(欠 古川、植村、高橋)

### 【1】第2回勉強会(案)

- ・日 時:2020年1月14日(水) 13:30~16:00
- ・場 所:クリエイトホール10階 第2学習室 (定員63人、5,800 円)
- ・参加者:八王子市 5人位(第1層生活支援コーディネーター)  
社協 15人位(第2層生活支援コーディネーター、CSW)  
活動団体 5人(暖炉ほか)  
もやい 6人 (合計 30人位)
- ・内 容:資料①参照

### 【3】シンポジウム(案) (市・辻野主査とつめる)

- ・後 援:八王子市、八王子市社会福祉協議会(依頼書作成必要)
- ・日 時:2020年3月
- ・参加者:80人位(主に生活支援活動の関心のある一般の人、活躍中の人など)
- ・講師及びテーマ(資料③参照)
  - ①服部真治氏(医療経済研究機構主任研究員)
  - ②伊藤みどり氏(全国移動サービスネットワーク事務局長)
  - ③辻野文彦氏(八王子市福祉部高齢者福祉課主査)

### 【4】八王子市新総合事業・サービスC(通所サービス)での送迎事業について(テスト期間)

- ①期 間:2020年4月1日~6月30日
  - ②内 容:要支援、基本チェックリスト該当者(資料②)への短期リハビリテーション施設への送迎
  - ③該当者:20~30人(毎週・月~金) 4~5人/日 (月間延べ人数:100人)
  - ④実施団体:ケアセンター八王子、ブラボークラブなど(予定)
  - ⑤使用車両:シエンタ、タント、必要に応じてケアセンターの車を借用して対応  
(有償で借りる 1台・1日: 5,000 円)
  - ⑥費 用: i 送迎費 1人・1回(往復) 1,500 円 (月間:150,000 円)(待ち時間の対応)
    - ii コーディネーター料(人件費) 200,000 円(2人)/月
    - iii 管理費(車両代、駐車場代、事務所借用、事務用品、通信費) 100,000 円/月
  - ⑦窓 口: i 介護保険課、全包括(高齢者あんしん相談センター)・ケアプランにより実施
    - ii 市担当は高齢者いきいき課(高齢者福祉課)
  - ⑦受入れ期間:リハビリテーション施設(20か所位)
  - ⑧ポイント: i 安心・安全への対応(講習会の実施と指導)
    - ii 運行管理者により管理が出来ること(日常の管理)
    - iii コーディネーターは経験者で対応
- 合 計: 月額 430,000 円 (年間換算:5,160,000 円)

## 【5】その他

(1)TMFシンポジウム参加の件

・2020年2月4日(火) 10:30～ トヨタ東京本社

・出席:大福、田中

(5)第3回TMF打合せの件(市・社協・第1層生活支援コーディネーター)

・12月9日(月)13:30～

・場所:市役所会議室

・現状の課題等(日常の作業) ①車両に引き渡し、②活動費の清算、③車両のメンテナンス

(4)「もやい」ロゴ作成について

・生活者ネット代表の鳴海さんに依頼中

11月末までに数案を提案、正式なものは年末まで

(4)アドバイザー契約について

①島津先生:基本的に了解を得た

②服部先生:謝金を貰うのは遠慮したい(移動ネットに渡して欲しい)

(5)運営協議会(もやい)を設けて、年3～4回実施する(参加者:行政 1人、活動団体 2人など)

・代表は参加者の中で選出(互選)

### <次回定例会>

日時 : 2020年1月9日(木) 13:00～15:00
-------------------------------

場所 : 市民活動支援センター
-----------------

## 資料①

2019年度 第2回勉強会

### 「トヨタプロジェクト概要と今後の活動」(企画書案)

～移動・送迎支援活動の現状と今後～

① 日時:2020年1月14日(水) 15:00～16:30 (定例生活支援コーディネーター打合せ会後)

② 会場:クリエイトホール 第2学習室 (定員:63人)

③ 共催:社会福祉法人八王子市社会福祉協議会

八王子市福祉部高齢者福祉課

④ 内容 :もやい「トヨタプロジェクト」の概要

活動の詳細説明(手続きの詳細)

活動状況の報告(暖炉・古木さん)

⑤ スケジュール (全体進行:久保田)

15:00～ トヨタプロジェクト概要 (もやい 大福 族生)

15:20～ 八王子市の計画 (高齢者福祉課 森山氏)

15:40～ 活動状況報告(暖炉:古木氏)

16:00～ 質疑応答(社協・小峯氏、もやい・大福)

16:30 終了

⑥ 予算 : (合計 75,800円)

・会場費 : 5,800円

・勉強会資料印刷費 : 5,000円

・講師謝金(暖炉・古木氏): 5,000円

・テキスト代(印刷費) : 10,000円

・報告書作成、印刷代 : 50,000円

⑦ 配布資料

・トヨタプロジェクト概要

・手続き(流れず、契約書 ほか)

・第1回勉強会報告書(モノクロ版)

## 本チェックリストとは 公開日：2019年7月17日 11時33分

### 生活や健康状態をチェックする基本チェックリストとは<sup>1)</sup>

基本チェックリストとは、65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかどうかをチェックするためのものです。

生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、介護予防・日常生活支援総合事業へつなげることにより状態悪化を防ぐためのツールです。全25項目の質問で構成されています。

市町村窓口においては、確認者は専門職者でなくてもよく、利用者本人の状況やサービス利用の意向を聞いた上で、振り分けを判断します。

利用者本人の状況を確認しつつチェックリストは実施するものであり、基本チェックリストのチェック内容は、本人の状態に応じて変化するということを念頭においておこななければなりません。そのため、一般介護予防へ移行した後や、一定期間サービス事業の利用がなかった後に、改めてサービス利用の希望があった場合は、再度基本チェックリストを用いたチェックを行い、サービスの振り分けを行う必要があります。

また、該当する項目が少なかった場合であっても介護ケアマネジメントにおいて評価を行った結果、自立支援に向けて必要なサービスであると判断されれば、そのサービスを受けることもできます。

### 基本チェックリストの対象者の条件

基本チェックリストによるチェックの対象者となるのは、主に以下のような方です。要支援1の認定を受けている認定更新対象者（要支援2の方も実施は可能）

- ・介護予防給付サービスの利用を必要としない方
- ・基本チェックリストによる事業対象者認定を希望する方第2号被保険者ではない方

以上の項目にすべて該当する方が基本チェックリストを実施することができます。なお、要介護認定の更新と基本チェックリストの両方を行うことはできません。

- ・基本チェックリストの内容とは<sup>3)</sup>
- ・基本チェックリストの質問内容は以下ようになります。



- ①バスや電車で、一人で外出していますか
- ②日用品の買い物をしていますか
- ③預貯金の出し入れをしていますか
- ④友人の家を訪ねていますか
- ⑤家族や友人の相談にのっていますか
- ⑥階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- ⑦椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか
- ⑧15分位続けて歩いていますか
- ⑨この1年間に転んだことがありますか
- ⑩転倒に対する不安は大きいですか
- ⑪6ヶ月間で2kgから3kg以上の体重減少がありましたか
- ⑫ 身長 (cm) と体重 (kg) およびBMI (注)
- ⑬半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- ⑭お茶や汁物等でむせることがありますか
- ⑮口の渇きが気になりますか
- ⑯週に1回以上は外出していますか
- ⑰昨年と比べて外出の回数が減っていますか
- ⑱周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか
- ⑲自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか
- ⑳今日が何月何日かわからない時がありますか
- ㉑ (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない
- ㉒ (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった
- ㉓ (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる
- ㉔ (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない
- ㉕ (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が18.5未満の場合に該当とする



## 基本チェックリストの質問項目の意図

基本チェックリストの質問事項には、次のような意図が含まれています。1～5の項目...日常生活関連動作について

- ①6～10の項目...運動器の機能について
- ②11.12の項目...低栄養状態かどうか
- ③13～15の項目...口腔機能について
- ④16.17の項目...閉じこもりについて
- ⑤18～20の項目...認知症について
- ⑥21～25の項目...うつについて

※21～25の項目に関しては「一時的なもの」ではなく、「ここ2週間継続して感じている」かどうか

## 基本チェックリストによる判定方法

基本チェックリストによる判定は、主に以下のような基準で行われます。

- ①1～20までの20項目のうち10項目以上に該当(複数の項目に支障あり)
- ②6～10までの5項目のうち3項目以上に該当(運動機能の低下)
- ③11.12の2項目のすべてに該当(低栄養状態)
- ④13～15までの3項目のうち2項目以上に該当(口腔機能の低下)
- ⑤16.17の2項目のうちNo.16に該当(閉じこもり)
- ⑥18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当(認知機能の低下)
- ⑦21～25までの5項目のうち2項目以上に該当(うつ病の可能性)

それぞれの質問は、ご本人の心身の状況についての概要を把握する上で必要です。しかし、1回の判定だけで、その人のすべての心身の状況が分かるわけではありません。どの程度の頻度でチェックを行えば良いかという基準はありません。

しかし、ご本人の心身の状況の変化に応じて、回答の内容にも変化が出てきます。体や心の変化に気づいたら、再度基本チェックリストのチェックを受けてみることも良いでしょう

